

# 社会福祉法人白峰福祉会

## 評議員・役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白峰福祉会（以下、「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員(理事及び監事)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員には、その区分に応じて次のとおり報酬等を支給する。

#### (1) 評議員

評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

#### (2) 理事

理事の報酬は日額とし、理事会及び法人の諸会議等への出席の都度、評議員会で決議した金額の範囲内で別表2に基づき支給する。ただし、当法人の職員を兼ね職員給与を受ける理事において、職員としての勤務日にあたる場合には支給しない。

なお、当法人には常勤の理事は存しない。

#### (3) 監事

監事の報酬は日額とし、理事会・評議員会等への出席の都度、評議員会で決議した金額の範囲内で別表3に基づき支給する。

### (講師謝金)

第3条 評議員、役員(理事及び監事)が当法人の研修会、講演会、セミナー等の講師の任にあたる場合は、別表4に基づき謝金を支給する。

### (出張旅費)

第4条 評議員、役員(理事及び監事)が、当法人の業務のために出張する場合は、旅費、宿泊費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (報酬等の支払方法)

第5条 第2条、第3条、第4条に定める報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 17 年 8 月 20 日より施行する。

改正文 平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

改正文 平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

改正文 平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

改正文 平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

改正文 平成 29 年 6 月 25 日より施行する。

別表 1 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	5,157 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,157 円

\*交通費の実費が日額を超える場合には、その実費を支給する。

別表 2 理事の報酬

	日額
理事会及び法人の諸会議への出席	5,157 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,157 円
その他、軽微な業務のための出勤は交通費実費とする。	

\*交通費の実費が日額を超える場合には、その実費を支給する。

別表 3 監事の報酬

	日額
理事会及び法人の諸会議への出席	5,157 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,157 円
監事監査のための出勤	10,315 円
その他、軽微な業務のための出勤は交通費実費とする。	

\*交通費の実費が日額を超える場合には、その実費を支給する。

別表 4 講師謝金

	時間額
研修会、講演会、セミナー等の講師	11,136 円